

「新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ」

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、**YouTube**法務省チャンネル (<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>) をご覧ください。
法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず私たちに相談してください。


<https://www.jinken.go.jp/kodomo>
(パソコン、スマートフォン共通)
下のQRコードを読み込んでください



【電話受付時間】 平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも

**みんなの
人権110番**

 **0570-003-110**

いじめ・虐待(ぎゃくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

**子どもの
人権110番**

 **0120-007-110**

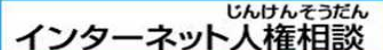

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

**女性の人権
ホットライン**

 **0570-070-810**

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付

 **インターネット人権相談**  **けんさく
検索**

パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>